

I 新日明工場整備運営事業契約の一部変更について

(議案第 188 号)

1 事業概要

- (1) 事業目的 老朽化が進展している日明工場（平成3年供用開始）を更新し、一般廃棄物の安定処理を継続するもの
- (2) 事業箇所 小倉北区西港町96番地の2
- (3) 事業期間 [解体・建設] 令和2年10月から令和7年3月まで
[維持管理] 令和7年4月から令和27年3月まで
- (4) 事業方式 BTO（Build Transfer Operate）方式
民間事業者が施設等を建設し、施設完成後に行政に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

2 契約概要

- (1) 契約金額 515億2,064万1,240円（税込み）
- (2) 契約方法 総合評価一般競争入札（WTO対応）
- (3) 契約期間 令和2年10月6日から令和27年3月31日まで
- (4) 契約の相手方 株式会社日明クリーンシステム
（PFI事業の遂行を目的として設立した特別目的会社）

3 契約の一部変更

- (1) 契約金額 515億622万1,940円（税込み）
（1,441万9,300円の減額）

(2) 変更理由

本事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金、地方債及び一般財源を財源として実施している。事業方式はBTO方式を採用しており、その手法として、設計・建設業務費について、設計・建設期間に交付金及び地方債部分を支払い、一般財源部分には民間資金を活用したうえで運営・維持管理期間に割賦払いを行う。

令和5年度事業分について、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連事業に位置付けられたことに伴い、活用する地方債を変更するため、地方債部分が増額となり、一般財源部分（割賦元金）が減額となる。

割賦元金が減額となることで将来の割賦金利が減額となるため、事業契約を一部変更し契約金額を減額するもの。

(問い合わせ先：施設課 582-2184)

II 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市環境ミュージアム等） （議案第 213 号～第 215 号）

1 議案提出理由

令和5年度の指定管理者の選定については、市政変革の取組結果を早期に反映させるため、「現指定管理者の指定期間を一年延長し、令和6年度に選定を行う」とこととするよう市政変革推進室より、取り扱いの方向性が示されていた。

当局が所管する北九州市環境ミュージアム等においては、延長できないと判断される特段の事情がない施設については、指定管理者との協議を行い、協議が整った施設について延長することとしたもの。

なお、延長にあたっては、「指定管理者の指定は、地方自治法の規定により期間を定めて行うもの」で、「その指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要がある」と定められているため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案を提出するもの。

2 議案内容

(1) 対象施設

議案番号	施設名
第 213 号	北九州市環境ミュージアム
第 214 号	北九州市エコタウンセンター
第 215 号	北九州市響灘ビオトープ

(2) 変更内容（指定期間の一年延長）

延長前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで （令和元年度から令和5年度まで）
延長後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで （令和元年度から令和6年度まで）

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 基本協定書の変更協定の締結
令和6年3月 年度協定書の締結
令和6年7月 次期指定管理者候補の公募

（問い合わせ先）

議案第 213 号：環境学習課 582-2784
議案第 214 号：環境イノベーション支援課 582-2630
議案第 215 号：環境監視課（自然共生係） 582-2239

Ⅲ 令和5年度 一般会計補正予算（環境局所管分）について

（議案第232号「令和5年度北九州市一般会計補正予算」のうち所管分）

1 職員費の補正

人事委員会の勧告に基づく給与改定（+0.93%）及び報告に基づく期末・勤
勉手当支給割合の変更（+0.1月）等に伴い、職員給を補正するもの。

歳出 50,751千円

【歳出】

（単位：千円）

款項目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳		補正後の額
			地方債	一般財源	
5 款 1 項 1 目 職 員 費	3,168,611	50,751		50,751	3,219,362

（問い合わせ先：総務課 582-2173）